

議案第63号

入間市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和元年8月29日提出

入間市長 田 中 龍 夫

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

入間市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第16条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第17条第1項及び第18条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

- 1 この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に規定する施行の日（令和元年12月14日）から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員についてのこの条例の規定の適用は、なお従前の例による。